

証券化市場の残高調査のとりまとめ

～2016 年 3 月末時点～

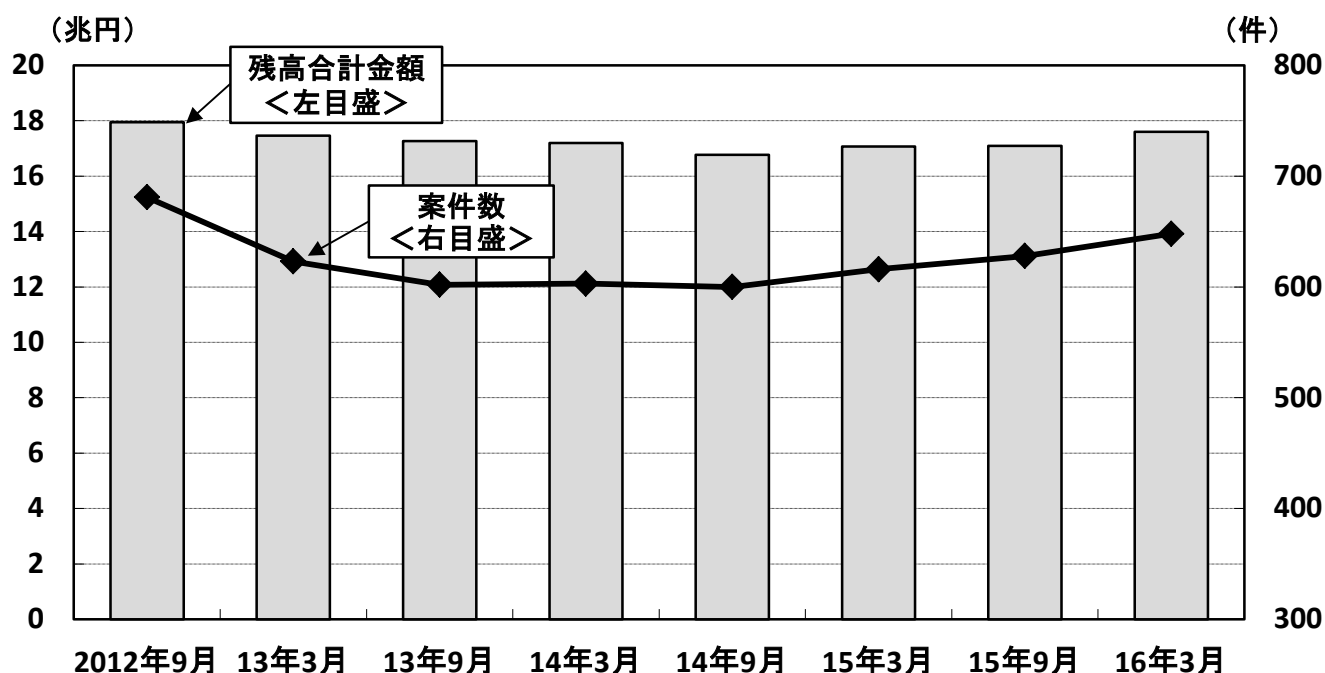
本調査は、「証券化市場の動向調査（以下、動向調査）」において掲載された証券化商品を調査対象として、関係者より任意にご報告いただいた残高データ及び住宅金融支援機構が公表する貸付債権担保住宅金融支援機構債券（月次債及びS種債。以下、機構債）の残高データを取りまとめたものです。

なお、図表において使用する数値データにつきましては、別紙をご参照ください。

1. 調査結果の概要

証券化市場の残高（以下、残高合計）は、最近の新規発行金額の増加を反映して増加しており、17兆5,988億円（前回調査比+5,024億円<+2.9%>）となった。

（図表 1）証券化市場の残高



2. 裏付資産別

「RMBS」の残高（「機構債」と「機構債以外」の合計）は、引き続き増加して15兆1,157億円（残高合計の85.9%）となった。

（RMBSのうち「機構債」の残高は、11兆7,018億円<残高合計の66.5%>）

また、「ショッピング・クレジット」の残高は、9,907億円（残高合計の5.6%）となり、調査開始以来最大の残高となった。

一方で、「リース」、「消費者ローン」、「売掛金、商業手形」及び「その他」の残高は、前回調査時点より大幅に減少した。

(図表 2-1) 裏付資産別 証券化商品の残高

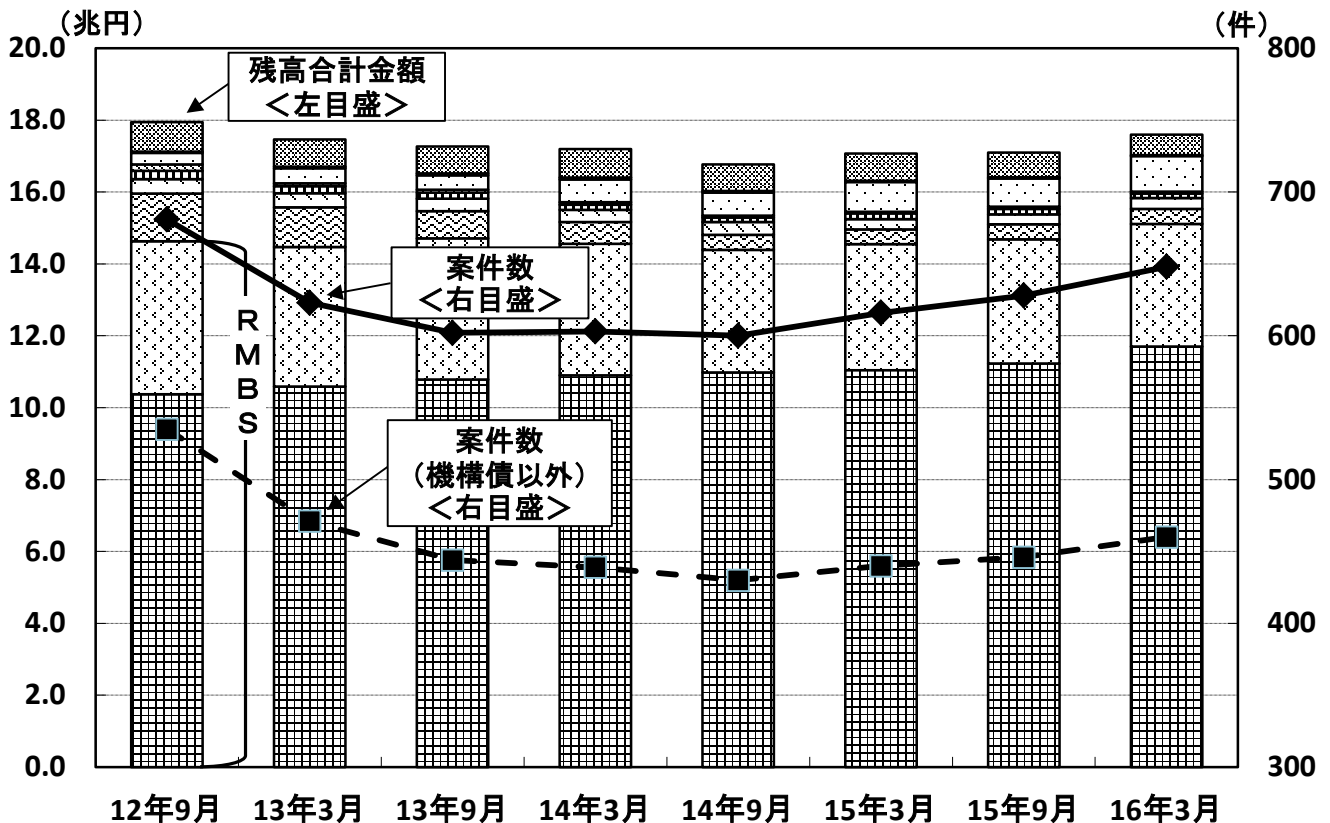
(単位：億円、件、%)

年 月	合 計	RMBS		CMBS	CDO	リース	消費者 ローン	ショッピング・ クレジット	売掛金、 商業手形	その他
		機構債	機構債以外							
2016年3月	175,988 [648]	117,018 [188]	34,139 [241]	4,173 [28]	2,994 [22]	1,243 [18]	513 [7]	9,907 [112]	262 [6]	5,738 [26]
前回調査 (2015年9月) との比較	+5,024 (+2.9) [+20]	+4,750 (+4.2) [+6]	▲402 (▲1.2) [+1]	▲57 (▲1.3) [+2]	+222 (+8.0) [+5]	▲233 (▲15.8) [▲1]	▲105 (▲17.0) [▲2]	+2,027 (+25.7) [+10]	▲81 (▲23.6) [▲1]	▲1,097 (▲16.1) [0]

(備考) [] 内は、案件数。

() 内は、残高の増減率。以下同じ。

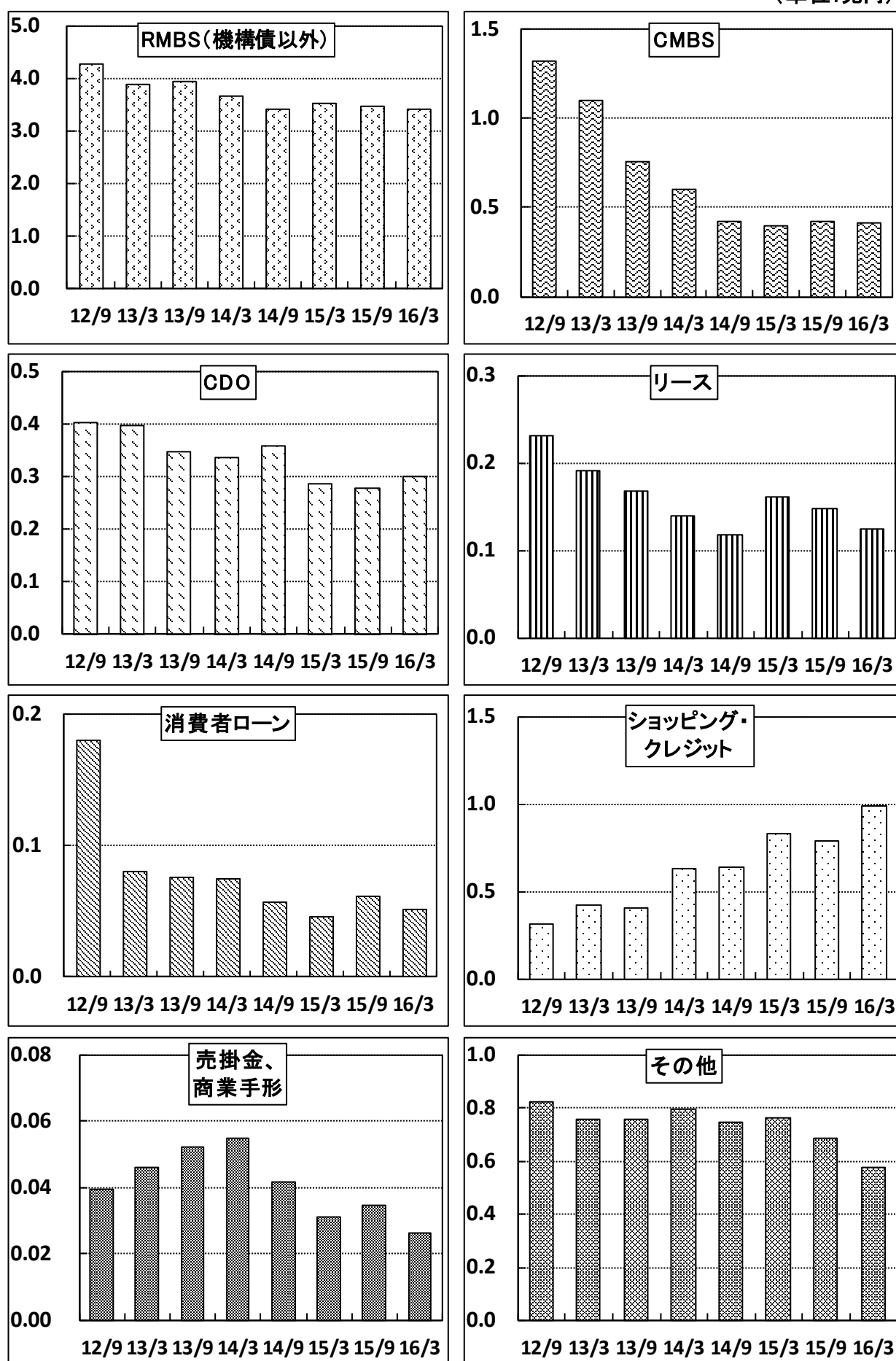
(図表 2-2) 裏付資産別 証券化商品の残高推移



その他	基金債権、劣後ローン債権、事業キャッシュフロー、診療報酬債権等
売掛金、 商業手形	売掛債権、手形債権
ショッピング・ クレジット	ショッピングクレジット債権、クレジットカード債権、オートローン債権
消費者ローン	消費者ローン債権、カードローン債権
リース	リース料債権
CDO	(Collateralized Debt Obligations) 企業向け貸付債権、社債、CDS等
CMBS	(Commercial Mortgage Backed Securities) 商業用不動産担保ローン債権、商業用不動産
RMBS (機構債以外)	(Residential Mortgage Backed Securities) 住宅ローン債権、アパートローン債権
RMBS (機構債)	

(図表 2－3) 裏付資産別 証券化商品の残高推移 (機構債を除く)

(単位:兆円)



3. 発行形式別

「機構債」と「機構債以外」を合計した債券形式の残高は、引き続き増加して12兆9,076億円（残高合計の73.3%）となった。

（図表3－1）発行形式別 証券化商品の残高

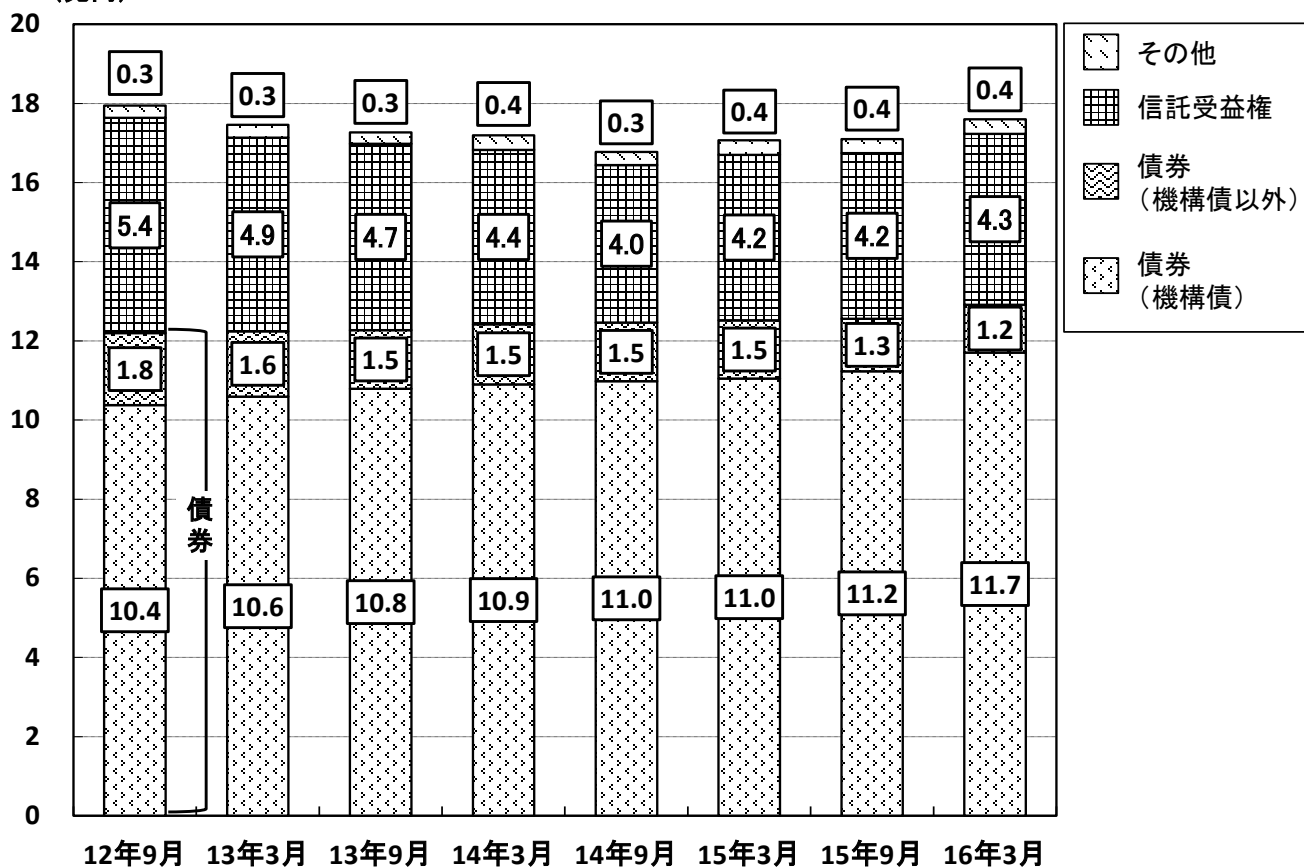
（単位：億円、%）

年 月	合 計	信託受益権	債 券		その他(※)
			機構債	機構債以外	
2016年3月	175,988	43,225	117,018	12,057	3,687
前回調査 (2015年9月) との比較	+5,024 (+2.9)	+1,362 (+3.3)	+4,750 (+4.2)	▲1,272 (▲9.5)	+183 (+5.2)

（備考）「その他」は、ABLスキーム、出資スキーム等の発行形式を指す。

（図表3－2）発行形式別 証券化商品の残高推移

（兆円）



＜本調査に関する留意点＞

1. 調査対象期間の違いについて

（１）「機構債」

本調査の基準日において存在するすべての貸付債権担保住宅金融支援機構案件。
（貸付債権担保住宅金融公庫債券を含む）

（２）「機構債以外」の証券化商品

「動向調査^{（注1）}」に基づき公表されている証券化商品。
（2004年4月1日以降に発行された証券化商品）

2. 「動向調査」実施時の前提について

- （１）「動向調査」における報告は報告者の任意に委ねられている。
- （２）「証券化商品プログラム」のもとで発行される案件は「動向調査」の調査対象から除かれる。
- （３）デリバティブ形式やローン形式^{（注2）}の証券化商品については、別トランチにおいて債券または信託受益権が発行される場合に限り「動向調査」の調査対象に含まれる。
（発行される全トランチがローン形式の案件は、「動向調査」の調査対象から除かれる。）

3. その他

- （１）信託受益権を裏付資産として発行された証券化商品は、原則として発行された証券化商品のみを本調査の対象とし、裏付資産となっている信託受益権については調査対象から除く。
- （２）本調査の基準日において法定最終償還日が到来済みの証券化商品については、残高がないものとみなし、調査対象から除く。
- （３）本調査の基準日の属する月内に発行された証券化商品は、発行金額を調査基準日における残高とみなす。

（注1）「証券化市場フォーラム」における議論等を踏まえ、日本銀行が2004年5月から2006年3月まで時限的措置として実施していた調査を引き継いだものであり、2006年4月公表分より本協会が一般社団法人全国銀行協会と共同で実施している。

（注2）アセット・バック・ローン（ＡＢＬ）

以 上